朝日町選挙投票立会人募集要領

１　概要

投票立会人とは、選挙期間中（期日前投票・当日投票）の各投票所において、公職選挙法に基づき期日前投票所及び投票日当日の投票所において、公正に投票が行われるよう立ち会っていただく人のことです。

朝日町では、投票立会人の体験を通じて、政治や選挙を身近に感じていただくことを目的に投票立会人を募集しています。

２　主な業務内容

（１）投票所の開閉に立ち会うこと
（２）投票開始前に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと
（３）投票手続きの全般について適正に行われているか立ち会うこと
（４）投票録に署名・押印すること

※投票立会人の業務において、特別な知識や経験は必要ありません。

３　募集区分

投票立会人の募集区分は、期日前投票及び当日投票それぞれにおいて１日、前半、後半としております。詳しくは下記の表をご覧ください。

登録人数等の状況によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

○当日投票

区分	１日	前半	後半
立会日	投票日当日		
立会場所	いつも投票を行っている投票所（選挙人名簿に登録された投票所） ※立会人の登録・参加状況により、上記以外の投票所となる場合があります。		
立会時間	・立会時間 7:00～20:00 ・集合時間 6:30 ・解散時間 20:30 頃	・立会時間 7:00～13:30 ・集合時間 6:30 ・解散時間 14:00 頃	・立会時間 13:30～20:00 ・集合時間 13:00 ・解散時間 20:30 頃
	※開票所への投票箱の移送に同行していただく場合があります。		
報酬	・12,400 円	・6,200 円	・6,200 円
	※規定の源泉所得税を控除した金額を指定の口座に振り込みます。 ※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。		

○期日前投票

区分	1日	前半	後半
立会日	期日前投票期間 ※期日前投票期間のうち、立会いができる日を確認し、調整します。		
立会場所	朝日町役場		
立会時間	・立会時間 8:30～20:00 ・集合時間 8:15 ・解散時間 20:30 頃	・立会時間 8:30～14:15 ・集合時間 8:15 ・解散時間 14:45 頃	・立会時間 14:15～20:00 ・集合時間 14:00 ・解散時間 20:30 頃
報酬	・10,900 円	・5,450 円	・5,450 円
	※規定の源泉所得税を控除した金額を指定の口座に振り込みます。 ※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。		

○その他

・交通費は支給しません。
・立会時間の中で、昼食・夕食を含む休憩時間が適宜あります。
・休憩時間中に投票所からの外出はできません。
・昼食・夕食は選挙管理委員会にて準備します。

4　資格要件

朝日町に住所を有し、本町の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方

※年齢満 18 歳以上の日本国民であり、朝日町で住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き 3 カ月以上、朝日町の住民基本台帳に記録されている方。

5　申込方法

（1）窓口で申請する場合

「朝日町選挙投票立会人登録申込書」に必要事項を記入のうえ、朝日町選挙管理委員会事務局へ提出してください。（郵送可）

申込先：朝日町選挙管理委員会（総務課内）

住　所：〒510-8522　三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

（2）インターネットから申請する場合

下記の二次元コードから、申込フォームに必要事項を入力のうえ申請してください。

申込フォームはこちら

6　募集期間

随時、募集しています。

※選挙期日に近い場合は、直近の選挙の対象にならない場合があります。

7　登録から選任まで

（1）申請内容を確認し、資格要件を満たす方を登録します。

（2）選挙が近くなりましたら、登録された方へ選挙管理委員会から従事の可否や希望日等についての確認の連絡をします。

（3）日程等を調整のうえ、投票立会人に選任し、ご本人に通知します。

※登録人数等の状況によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

8　注意事項

（1）登録は辞退の申出がない限り原則として無期限としますが、応募資格から外れた場合や、正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠くときは登録を抹消します。

（2）登録者多数の場合や同一の政党その他の政治団体に属する方が２人以上となる場合は、投票立会人に選任されないこともありますのでご了承ください。

（3）投票立会人に正式に選任された場合、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、投票立会人を辞職することはできません。（公職選挙法第 38 条第５項）

（4）選挙が無投票となった場合は、立会いは不要となります。

7．お問い合わせ先

朝日町選挙管理委員会（朝日町役場総務課内）

TEL：059-377-5651　FAX：059-377-5661　e-mail：soumu@town.asahi.mie.jp